

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
東ティモール	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.15 東京で・ (H22.10.26)	日本側 岡田克也外務大臣 東ティモール側 ザカリアス・アルバノ・ダ・コス タ外務大臣	H22.11.15 478号
東ティモール	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円 H22. 3.31まで (注5)	H22. 3.15 東京で (H22.10.26)	日本側 岡田克也外務大臣 東ティモール側 ザカリアス・アルバノ・ダ・コス タ外務大臣	H22.11.15 479号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

(注5)本事案では、効力が発生する前に供与期限が平成23年3月31日に延長されている(平成23年4月7日付け外務省告示第144号)。